

震災編 第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

- 大規模な震災被害等の災害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉等の施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- 今後、市は、「東京都震災復興マニュアル」（平成15年3月策定）や「区市町村震災復興標準マニュアル」（平成21年3月策定）を参考とし、地域特性を反映して「小金井市震災復興マニュアル」の策定を図る。

第1 復興の目標

- 市における大規模な震災被害等の災害からの復興の基本目標は、市と市民、事業者が連携した災害に強いまちづくりによる、「みどり豊かで快適な魅力あるまち」とする。
- 市における大規模な震災被害等の災害に対する生活復興及び都市復興の目標は、東京都震災復興の目標に基づき次のとおりとする。

1 生活復興の目標

<生活復興の目標>

項目	内容
生活復興	<p>1 生活復興の目標</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 <p>2 生活復興の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 都市復興の目標

<都市復興の目標>

項目	内容
都市復興	<p>1 都市復興の推進</p> <p>○ 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた東京をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</p> <p>(1) 特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</p> <p>(2) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。</p> <p>(3) 市民、事業者、市、都、国等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。</p>

第2章 復興組織・体制の整備

- 市は、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」に基づき、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として、市災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

第1 市災害復興本部の設置

- 市長は、大規模な地震等の災害により被害を受けた地域が市域内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、小金井市災害復興本部（以下「市災害復興本部」という。）を設置する。
- 市災害復興本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置する。
- 設置の通知等については、「震災編 第2部 4-14 (3) 市本部設置の通知等」を準用する。

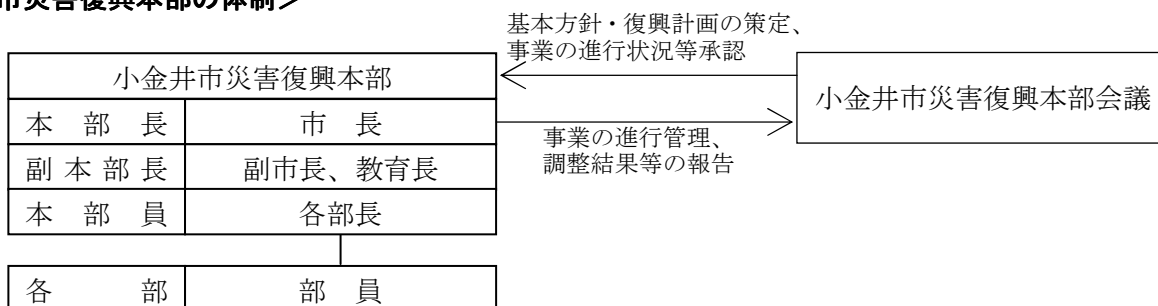
第2 市災害復興本部の役割及び市本部との関係

- 市災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。
- 大規模な地震等の災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に進行していくものである。
- 市本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 市災害復興本部は市災害対策本部と並行して、通常の行政組織とは別に臨時組織として、設置する。同時に、震災復興に係る政策決定機関として小金井市災害復興本部会議（以下「市災害復興本部会議」という。）を設置し、災害復興基本方針、災害復興総合計画の策定等復興に係る重要事項の審議及び復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

第3 市災害復興本部の体制と分掌事務

- 市災害復興本部の体制は、下図のとおりとする。
- 市災害復興本部の事務分掌は、被災状況等に応じて協議し、決定する。
- 災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策と推移するため、市本部と市災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

<市災害復興本部の体制>



- 市災害復興本部の事務分掌は、以下のとおりとする。
 - 1 災害復興総合計画の策定及び推進に関すること。
 - 2 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
 - 3 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
 - 4 財源の確保及び資金計画に関すること。
 - 5 市本部との連絡調整に関すること。
 - 6 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。
- 市災害復興本部及び市災害復興本部会議の事務局は、企画財政部企画政策課があたり、必要に応じて市災害復興本部の下に事務担当者会議を開催する。

第4 市災害復興本部の解散

- 本部長（市長）は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市災害復興本部を解散する。
- 市災害復興本部の廃止の通知等は、市災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第3章 災害復興総合計画の策定

- 市長は、大規模な震災被害等の災害発生後、市災害復興本部を設置し、復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に災害復興総合計画を策定する。

第1節 災害復興基本方針の策定（市）

- 市災害復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、災害発生後2週間以内を目途に、市災害復興本部会議の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。
- 災害復興基本方針の策定にあたっては、市基本計画や都市計画マスタープラン等、市のまちづくり関連の諸計画の流れを踏まえつつ次の事項に配慮する。
 - 1 暮らしのいち早い再建と安定
 - 2 安全で快適な生活環境づくり
 - 3 災害に強い都市づくり
 - 4 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

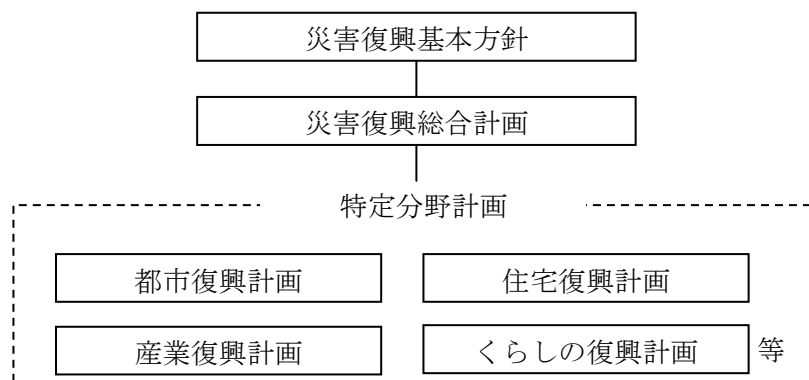
第2節 災害復興総合計画の策定（市）

- 市災害復興本部長は災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、災害復興総合計画を策定する。
- 災害復興総合計画は、以下の視点で策定する。
 - 1 市が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
 - 2 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅する。
 - 3 繰り返し発生する大災害にも耐えうる都市への改善を目指した長期的視点に立つ。
 - 4 市基本計画、その他既存の市のまちづくり関連計画及び都の震災復興計画との整合を図る。

第3節 特定分野計画の策定（市）

- 生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、災害復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

<災害復興に関する計画の体系>



第4節 災害復興総合計画策定のスケジュール（市）

- 災害復興総合計画は概ね以下のスケジュールで策定する。

時期	復興の内容
2週間以内	災害復興基本方針の策定
1か月以内	災害復興総合計画の基本理念等決定
3か月以内	財政計画の調整
4か月以内	災害復興総合計画の原案策定 市民への提示及び意見集約
5か月以内	特定分野計画との調整
6か月以内	都震災復興計画との調整
6か月後	災害復興総合計画策定、公表

第4章 地域力を活かした分野別の復興プロセス

第1節 復興の全体像（市、市民等）

- 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。
- 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり（組織がある場合はそれが母体となり、それがいない場合には新たな組織づくり）が必要になり、さらに、合意形成に際しては、女性や若者、高齢者や障がい者等を含む幅広い意見を取り入れる必要がある。
- 復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

第2節 都市の復興（市、都、市民等）

- 都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を策定する。

第1 都市復興のプロセス

1 都市復興の手順

- 都市復興の手順は、段階ごとに手順があり、全体で11の手順が考えられる。各手順の主要なねらいは次のとおりである。

段階	手順	ねらい
【第1段階】 復興初動体制の確立 ○ 被害を知り、復興の体制をつくる。	1 家屋被害概況調査	○ 大まかな被害の把握
【第2段階】 都市復興基本方針の策定 ○ 復興の基本的な考え方をまとめる。	2 家屋被害状況調査 3 都市復興基本方針 4 第一次建築制限 5 時限的市街地 6 復興対象地区	○ 家屋被害状況の詳細な把握 ○ 都市復興に取り組む行政姿勢の明示 ○ 無秩序な建築の制限 ○ 暫定的な生活復興の場の確保 ○ 復興のための地区区分

段階	手順	ねらい
【第3段階】 都市復興基本計画の策定 ○ 復興への具体的な計画をまとめる。	7 都市復興基本計画（骨子案） 8 第二次建築制限 9 復興まちづくり計画等 10 都市復興基本計画	○ 都市復興の概略見取図 ○ 復興計画の合意形成のための時間確保 ○ 復興事業のためのまちづくり計画、都市計画 ○ 都市復交の全体見取図
【第4段階】 復興事業計画等の確定 ○ 復興への事業計画をまとめる。	11 復興事業	○ 復興事業計画の策定、復興事業の円滑な実施
【第5段階】 復興事業の推進 ○ 復興事業を進める。		

第2 市と都の手順のポイント

- 都市の復興にあたっては、都と連携し事業を推進する。

全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント
1 家屋被害概況調査	情報収集 被災地区の概況調査の実施	情報収集、統括整理
2 家屋被害状況調査	調査実施（調査員による応援）	調査応援 調査員派遣の調整 調査の統括整理
3 都市復興基本方針	復興基本方針の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市復興基本方針の調整
4 第一次建築制限	建築制限区域の原案作成 原案について都と調整	市建築制限方針の調整 建築制限措置の決定
5 時限的市街地	用地確保 時限的市街地の管理	応急仮設住宅等の供給
6 復興対象地区	市街地復興整備条例（事前制定）に基づく復興対象地区の設定	市復興対象地区案の調整
7 都市復興基本計画（骨子案）	復興基本計画（骨子案）の作成	都都市復興基本計画（骨子案）の作成 市復興基本計画（骨子案）の調整
8 第二次建築制限	被災市街地復興推進地区の都市計画決定（建築制限の実施）	市被災市街地復興推進地域指定の調整・同意（建築制限の許可権者は知事）

全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント
9 復興まちづくり計画	復興計画の策定（復興まちづくり計画、復興都市計画、修復型事業計画）	都復興計画の策定（広域インフラ、大規模整備の都市計画） 市復興計画の調整
10 都市復興基本計画	都市復興基本計画の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整
11 復興事業	施行事業の事業決定 施行事業の推進	都施行事業の事業決定 市施行事業の調整・支援 都施行事業の推進 市施行事業の支援

第3 災害復興のプログラム

復興の内容	期間
家屋被害概況調査の実施	(発災～1週間以内)
家屋被害状況調査の実施	(1週間～1か月以内)
都市復興基本方針の策定・公表	(2週間以内)
第一次建築制限の実施	(2週間～2か月)
時限的市街地	(発災～3か月以内)
復興対象地区	(発災～1か月以内)
都市復興基本計画(骨子案)の策定・公表	(発災～2か月以内)
第二次建築制限の実施	(2か月～2年以内)
復興まちづくり計画等の策定・公表	(発災～6か月以内)
都市復興基本計画の策定・公表	(発災～6か月以内)
復興事業の推進	(概ね6か月以降)

第3節 暮らしの復興（市、市民等）

- 暮らしの復興とは、市民の暮らしを災害前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、保健・医療・福祉・文化・社会教育、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することである。
- 市民の暮らしの復興が円滑に行われるよう、「地域医療体制の整備と医療機関の機能回復」、「福祉サービス提供体制の再構築等」、「保健衛生対策」、「教育・文化対策」、「市民に対する情報提供と相談」等の項目について検討を進める。
- ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第4節 住宅の復興（市、市民等）

- 住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠要素である。しかし、その再建にはきわめて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。そのため、市は都と連携して、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の供給の支援を行う。その住宅の復興が円滑に行われるよう、「住宅復興計画の策定」、「自力再建への支援」、「公営住宅の供給」等の項目について検討を進める。

第5節 雇用の確保・産業の復興（市、市民等）

- 人々の暮らしは、安定雇用の実現や再開によって、初めて安定したものになる。そのため、市は都と協力し、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるような対策を講ずる。また、市民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあつ旋、物流の安定等、総合的な対策を展開し、単に事業を震災前の状態に戻すことにとどまらず、市の産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。
- 雇用の確保・産業の復興が円滑に行われるよう、「雇用対策」、「事業再開の支援」、「産業復興支援」、「相談・指導体制の整備」等の項目について検討を進める。

第6節 被災者総合相談所の設置（市、都）

- 市は、福祉をはじめ数多くの行政分野において、市の復興施策の中心的役割を果たすことから、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。
- 都においても復興対策の本格化に応じて、被災者総合相談所を設置することとなっており、災害時における相互連携・協力体制を確立する。